

番号	事業名	補助内容	補助率 (消費税を除く)	対象者	必要書類など 又はお問合せ先	申込時期
1	新規就農者育成 総合対策事業(国) 【経営開始資金】	農業経営を開始する方に経営開始資金を交付します。	交付額 150万円/年 (最長3年間)	以下の要件を全て満たす方。 ①原則として50歳未満の方 ②独立自営就農する認定新規就農者 ③前年の世帯全体の所得が600万円以下である方 ※この他にも要件があります。	農林課窓口にてお問合せください。	随時
2	新規就農者育成 総合対策事業(国) 【経営発展支援事業】	農業経営を開始する方が経営発展のために機械等を導入する場合に助成金を交付します。	県支援分の2倍を国が支援 例:県1/4、国1/2 ※県支援割合は未定	以下の要件を全て満たす方。 ①原則として50歳未満の方 ②独立自営就農する認定新規就農者 ③機械等の取得費について融資を受けていること ※この他にも要件があります。		
3	新規就農支援事業	新規就農者の農地賃借料に対して補助します。	次のうち少ない額 ・農地賃借料の実支出額 ・賃借料情報の金額に面積を乗じた額 ※50a分が上限	以下の要件を全て満たす方。 ①市内農業者 ②認定新規就農者 ③就農時年齢50歳未満 ④青年等就農計画の認定を受けた日から2年以内に当該事業を活用している方 ⑤市内で農業経営を3年以上継続して行う方	農地等賃借契約書の写しなど	随時
4	農業用機械シェアリング事業	農業用機械(21馬カトラクタ、ロータリー、マルチロータリー)の利用料の一部を助成します。	1/2以内	市内で耕作している農業者	市ホームページ掲載の(株)クボタ会員登録フォームへ登録してください。	随時
5	農業人材マッチング事業	①被服の補助 ②継続交付金	①1/2以内 (上限5千円) ②就労時間80時間ごとに1万円 (上限8万円)	新たに市内農業者のもとで農作業員として就労するもの	農林課窓口にてお問合せください	11/29まで
6	りんご共済加入促進事業	りんご共済の加入率向上のため、農業者負担額の一部を助成します。	農業者負担額の20%	市内に住所を有するりんご共済加入者	【事業に関すること】 農林課 【りんご共済、収入保険に関すること】 青森県農業共済組合 ひろさき支所 (28-5700)	申込不要
7	農業収入保険制度加入促進事業	収入保険の農家負担を軽減するため、農業者負担額の一部を助成します。	加入者負担保険料の50% ※令和6年度まで	市内に住所を有し、令和6年度に保険期間の終期があるもの ※この他にも要件があります。		
8	農業経営法人化支援事業 【法人設立補助金】	法人化に要する経費を助成します。	1/2以内 (上限20万円) ※設立時のみ	以下の要件を全て満たす方。 ①市内に住所を有し、市内に設立した農業法人 ②県の農業経営相談所を活用し法人化した農業法人 ※この他にも要件があります。	登記事項証明書、法人の定款など	随時
9	農業経営法人化支援事業 【社会保険料等補助金】	農業法人が設立後初めて従業員を雇用した場合に、社会保険料等についての経費を補助します。	1/2以内 (上限20万円) ※新規雇用1名分 (最大12カ月分)	以下の要件を全て満たす法人 ①市内に住所を有する農業法人であること ②保険料を新たに負担することとなった農業法人であること (取締役等の役員に係るものを除く) ③法人に市税等の滞納がないこと	法人設立に要した書類、新規雇用したことが分かる書類、雇用者の保険証の写しなど	随時
10	経営継承・発展等支援事業	農業経営継承後の経営発展に向けた経費を補助します。	上限100万円	①令和5年度以降に経営移譲(開業届など税務署への提出書類で確認)していること。 ②青色申告者であること。 ※この他にも要件があります。	農林課窓口にてお問合せください。	HP等で改めて周知します
11	グリーン・ツーリズム推進事業	旅館業営業許可申請に係る経費を補助します。	10/10以内	市内に住所を有し、市内で農業体験を伴う宿泊者を受け入れるために旅館業の営業許可を取得するもの	旅館業営業許可申請書の写し、県証紙購入に係る領収書の写し	随時
12	グリーン・ツーリズム受入農家応援事業	修学旅行のファームステイ受入農家に助成します。	受入1回につき5千円	市内に住所を有し、教育旅行生の農泊受け入れを行う者。 ※教育旅行受入団体を経由し補助金を交付します。	農林課窓口にてお問合せください。	申込不要
13	6次産業化応援事業	6次産業化の取組みに係る経費の一部を補助します。	1/2以内 (上限20万円)	県の農工商連携食産業づくり相談窓口又は弘前工業研究所のV-Cup等を活用している市内農業者または市内農業者と連携して取組む市内事業者 ※この他にも要件があります。	農林課窓口にてお問合せください。	11/29まで

農地の借受希望者の募集と、農地の貸付希望者の受付について

公益社団法人あおもり農業支援センターでは、県から農地中間管理機構の指定を受け「農地中間管理事業」を実施しています。この事業は、経営規模を縮小又は離農する農家から機構(支援センター)が農地を借り入れ、公募に応募し公表された受け手農家にまとまった農地を貸し付けるものです。農地の出し手及び機構からの転貸により農地の集約化に取り組む地域は、要件により機構集積協力金が交付されます。詳細については、農林課、農業委員会又は機構(支援センター)へご相談ください。

【問合せ・申込先】

農林課農政係、生産振興係

44-1111(内線1439・1449)、55-5718(直通)、55-5898(直通)

農業委員会

44-1111(内線1429)

公益社団法人あおもり農業支援センター

017-773-3131